



あなたも間もなく裁判員

弁護士 長谷川 彰
hasegawa@oike-law.gr.jp

現在、わが国の司法制度の抜本的改革が急ピッチで進められています。

2001年6月に公表された司法制度改革審議会意見書では、「国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立」が、今般の司法制度改革の3本柱の一つに位置づけられています。そして、同意見書は、刑事訴訟手続において、広く一般国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度、すなわち裁判員制度を導入すべきであるとしました。

現在構想されつつある裁判員制度は、刑事裁判において、選挙権を有する一般市民から無作為に選出された者が、裁判官と一緒に、有罪か無罪かを判断し、有罪の場合は、その刑も決めるという制度です。

一般市民が刑事裁判に参加する制度という点、陪審制を思い浮かべる方も多いと思います。オールドファンなら、ヘンリー・フォンダ主演のアメリカ映画の名作「12人の怒れる男」を思い起こされるかも知れません。

しかしながら、陪審員だけで有罪・無罪の評決を行い、有罪の場合の刑の量定は裁判官が行うという陪審員制度とは異なり、裁判員制度は、裁判官と一般市民が一緒になって評議し、有罪無罪の決定及び刑の量定を行うというものです。

そこで問題となるのは、裁判官の人数と裁判員の人数の割合をどうするかということです。裁判官は、法律のプロだという意識は、裁判官自身も持っているでしょうし、市民のほうもそのような意識があって、裁判官と対等に意見を述べるには、裁判官より裁判員の人数のほうが多くないと、裁判員が自分の考えを自由に言える雰囲気生まれないと考えられます。裁判員の多様で豊かな感覚や良識を裁判に反

映させるといふ裁判員制度の本来の趣旨を生かすには、裁判官の3倍以上の人数の裁判員が必要であるというのが、日弁連の考えです。

次に問題となるのは、これまでの刑事裁判で行われていた、供述調書という警察や検察庁で作られた参考人や被告人の述べたとされる内容を書面にしたものを証拠にするという方法では、裁判員には事実かどうかの判断が困難であるということです。したがって、法廷で直接裁判員の前で証言するということを原則にする必要があります。また、これまで用いられた供述調書については、それがきちんとした手続で作られたものかどうかを明らかにするために、警察官や検察官が取り調べる際の様子をビデオに録画したり、取り調べに弁護人が立ちあったりする制度を作ることも必要になってきます。

最後に、評決の方法ですが、裁判官だけ、あるいは裁判員だけの賛成多数で被告人に不利な決定をすることはできないということが大原則として、これを守らなければなりません。さらに、でき得るかぎり、全員一致を求めることとし、どうしても全員一致の意見がまとまらない例外的な場合でも、裁判官、裁判員それぞれ3分の2の多数の賛成がなければ被告人に不利な結論を出せないというルールを打ち立てるべきだと思います。

いよいよ目前に迫った新しい制度。裁判員に選任されるのはあなたです。ご自分が裁判員になったときに、存分に意見を述べ、公正な判断を行うには、どのような制度であればよいと思われますか。